

引き上げ分に係る地方消費税交付金の使途

引き上げ分の地方消費税交付金は、地方税法第72条の116の規定により、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に充てるものとされています。法令等で定められた制度にかかる市負担分に充当しています。

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 3,892,395千円

（単位：千円）

事業費等の内訳		令和5年度 決算額	財源内訳				うち引き上げ分 に係る地方 消費税交付金 充当額
			特定財源			一般財源 (市負担分)	
			国庫支出金	県支出金	その他		
社会福祉	児童福祉 待機児童の解消・保育所の運営の ために	17,381,354	10,007,468	3,270,143	0	4,103,743	958,585
	生活保護 生活保護の実施・受給者の自立支 援のために	8,762,733	6,579,467	0	94,239	2,089,027	487,971
	障害者福祉 障害者の自立支援・地域生活支援 のために	10,065,774	5,042,750	2,469,204	0	2,553,820	596,541
	高齢者福祉 養護を必要とする高齢者のために	275,414	0	0	0	275,414	64,333
	母子福祉 母子世帯の自立支援のために	42,894	29,556	0	0	13,338	3,116
社会保険	後期高齢者医療負担金・繰出金 後期高齢者医療の給付・低所得者 に対する保険料軽減のために	4,270,000	0	631,454	0	3,638,546	849,920
	介護保険事業繰出金 介護保険サービスのために	3,322,977	158,991	80,097	0	3,083,889	720,359
	国民健康保険事業繰出金 出産育児一時金の給付・低所得者 に対する保険料軽減のために	2,115,187	279,467	955,968	0	879,752	205,499
保健衛生	疾病予防対策 感染症対策や難病などの助成のため に	123,216	97,233	0	0	25,983	6,071
合 計		46,359,549	22,194,932	7,406,866	94,239	16,663,512	3,892,395